令和８年７月 28 日
行　政　管　理　課

県庁の働き方改革の取組について（第一四半期）

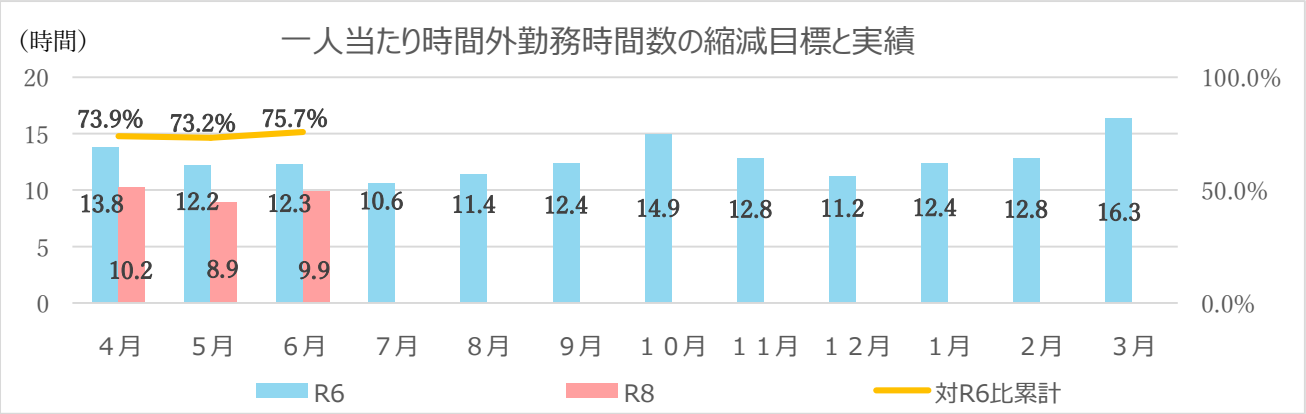
１　時間外勤務の状況

○　令和６年度の一人当たり時間外勤務時間数に対して 16.7%減を目標として設定

○　令和８年度第一四半期の一人当たり時間外勤務時間数は対令和６実績比 **24.3%減**（本庁 **27.4%減**、出先 **18.5%減**）

○　要因としては、管理職が率先してマネジメント（定時退庁の声かけや事前命令の徹底など）や業務の見直し（会議時間の短縮や資料作成の簡素化など）に取り組んだことによるものと考えられ、時間外の多い本庁でより縮減につながった

○　第二四半期は、モデル職場での業務の見直しや好事例の横展開などを通じて引き続き時間外の縮減に取り組む



＜第一四半期の一人当たり時間外勤務時間数＞

令和６年度	令和８年度	増減
38.3 時間	29.0 時間	▲9.3 時間

２　第一四半期の取組

①　制度創設

○　時間外勤務手当の割増率の時限的引上げ

・　社会実験として、時間外勤務手当の割増率を 125%から 150%へ引上げ

○　短時間勤務職員（正職員）の採用

・　育児や介護などの事情がある方でも短時間で勤務できる正職員の採用枠を新設

○　フレックスタイム制の導入（育児・介護中の職員）※令和９年度から全職員に拡大

・　１週間単位で５時～22 時の間（コアタイムは 10 時～15 時）に勤務時間を割り振り、週休３日も可能な制度の導入

②　意識改革

○　働き方改革タスクフォース（２回）

・　知事、副知事、幹部職員が参加し、働き方改革を推進する会議を開催

○　管理職研修（３回　受講者数：約 140 名）

・　管理職を対象に実践的なマネジメントスキルを学ぶオンライン研修を実施

○　全職員カエル会議研修（１回）

・　全職員を対象に働き方改革の必要性を理解する研修を実施